

豊能町自転車用ヘルメット購入費助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、本町に在住する0歳から15歳の町民に対し、予算の範囲内において豊能町自転車用ヘルメット購入助成金（以下「助成金」という。）を交付し、自転車乗車時の転倒や事故から頭部を保護する自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進し、安全で安心な暮らしに資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けたマーク等が付された新品（中古品又は転売品等を除く。）のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認書したJCFマーク
 - ウ 欧州連合（EU）の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法（ProdSG）が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会（CPSC）が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの
- (2) 自転車 道路交通法第2条第1項11号の2に定める、ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であって、身体障がい者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの（原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。
- (3) 使用者 助成金交付申請時に町内に在住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている個人で、申請日における年齢が15歳までのヘルメットを使用する自転車利用者をいう。
- (4) 保護者等 前号に規定する使用者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上未成年者を保護する責任がある者をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する使用者とする。

- (1) 令和6年4月1日以降に保護者等がヘルメットを購入していること。
- (2) 過去に本助成金の交付を受けていないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、使用者のヘルメットの購入に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）とし、1人1個あたり2,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 助成金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(助成金の交付申請者)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用者の保護者等であること。

(助成金の交付申請等)

第6条 申請者は、豊能町自転車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に定める書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する領収書等の写し
- (2) ヘルメット全体が確認できる写真及び要綱第2条（1）アからカまでに定める認証等を受けたマークの確認ができる写真
- (3) ヘルメット使用者及び保護者等申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的機関が発行した証明書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めたものについて交付するものとする。なお、申請者が届け出た口座に振り込むことにより、当該助成金の決定を通知したものとみなす。この場合において、町長は、当該助成金の交付について条件を付することができる。

- 2 町長は、前項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し「豊能町自転車用ヘルメット購入費助成金不交付決定通知書」（様式第2号）により通知する。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとし、この場合において、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を「豊能町自転車用ヘルメット購入費助成金交付決定取消通知兼返還命令書」(様式第3号)により命ずることができる。

- (1) 第3条に定める要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が助成金の交付を不相当と認めるとき。

(報告及び調査)

第9条 町長は、申請者に対し、助成金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は助成金の決定に必要な範囲で、住民基本台帳にかかる情報について、調査することができる。

2 町長は、助成金交付事業の適正な実施を図るため、助成金の交付を受けた申請者に対して、ヘルメットの着用等に関し、調査することができる。

附 則

(実施時期)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。